

《税制措置》

○設備投資減税

法律の認定を受けた者のうち一定の基準を満たす中小企業者が、当該認定事業のために取得し、その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置については、税額控除又は特別償却を受けることができる課税の特例措置を設ける。

1. 対象となる設備 ※器具・備品については対象外

取得又は製作……1台又は1基の取得価額280万円以上の機械及び装置

2. 措置の内容

取得の場合……………取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却

所有権移転外ファイナンス・リースの場合…取得価額(リース費用の総額)の7%の税額控除

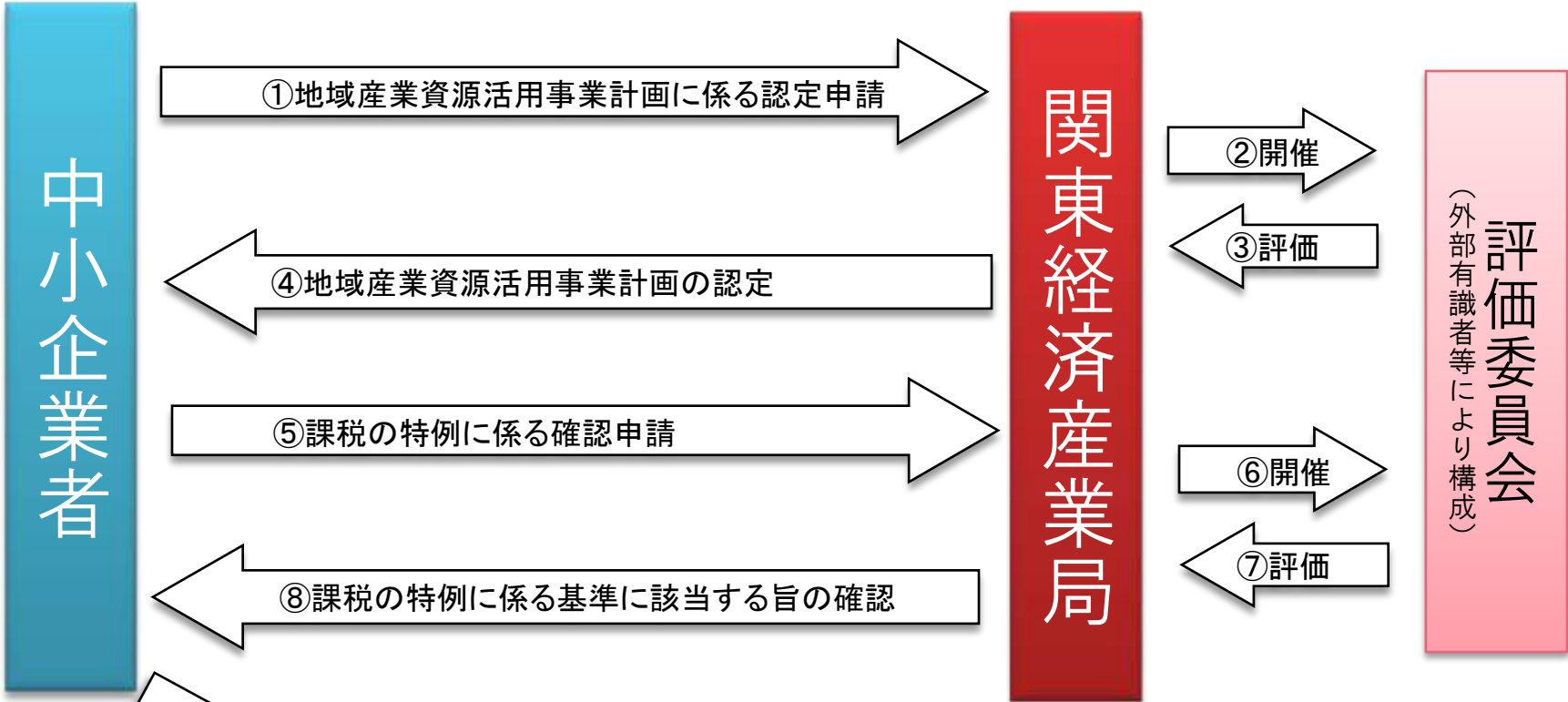
3. 一定の基準

(1) 当該認定事業によって実現される、域外需要者に対する新たな需要の開拓の程度(販売額)が、当該企業の総売上高(計画策定時)の5%以上であること、

(2) 当該認定事業に係る需要の開拓の結果、当該企業の売上高営業利益率が、計画期間全体(計画期間は3～5年)で1ポイント以上改善すると見込まれること、

について、経済産業大臣の確認を受けた場合に、課税の特例を受けることが可能。

設備投資減税の適用に向けた流れ



**設備投資減税適用
特別償却又は税額控除**

※①の認定申請と⑤の確認申請は同時に行うことができます。